

船員災害防止協会・平成 22 年度船員労働安全衛生月間での安全衛生に関する「懸賞作品募集」について、お知らせ

このたび船員災害防止協会より本年 9 月 1 日より 9 月 30 日まで開催される船員労働安全衛生月間にともない、この月間事業の一環としての船員の安全衛生に関する「体験記・意見」及び「標語」の作品募集の来報がありましたのでお知らせいたします。

尚、ご応募の向きの各位には、別紙懸賞作品募集要領に従い直接、船員災害防止協会にお取り運び下さるようお願い申し上げます。

平成 22 年 1 月 22 日

全国海運組合連合会



船災防 第102号  
平成22年 1月 13日

関 係 各 位

船 員 災 害 防 止 協 会  
会 長 菊 地 剛

平成22年度(第54回)船員労働安全衛生月間での  
安全衛生に関する「懸賞作品募集」について (広報依頼)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当協会の事業運営につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年度も9月1日より9月30日まで、関係官庁の主唱により、船員労働安全衛生月間が全国一斉に実施される予定です。

当協会では、この月間事業の一環として、船員の安全衛生に関する「体験記・意見」および「標語」の作品募集を行います。

関係各位、団体等におかれましては、安全衛生意識の向上を図り災害の防止を目的とする作品募集の意義をご理解いただき、別紙の「作品募集要領」を貴社誌、機関誌、社内報等にご掲載願ひ、船員の皆様をはじめそのご家族、陸上勤務者、および関係者各位、その他、海事に関心のある方々、学校の生徒等々に広くお報らせ下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

(別紙)

## 安全衛生に関する「体験記・意見」「標語」の懸賞作品募集要領

船員災害防止協会では、平成22年度(第54回)船員労働安全衛生月間行事の一環として、船員の安全衛生を内容とする「体験記・意見」「標語」の募集を行います。多数の皆様のご応募をお願い致します。応募要領は、次のとおりです。

- 1 応募者：船員(船員であった者を含む)及びその家族、海運・水産各社、海事関係官庁・団体に勤務する者、商船・水産関係教育機関の職員・学生  
\*その他、海事思想教育に力を入れられている学校の生徒、また海事に関心をお持ちの一般の方々の応募も歓迎致します。
- 2 応募方法：住所・TEL、氏名、勤務先・TEL を明記の上、郵送、FAX またはメールでお願い致します。ご家族の場合は、船員本人の氏名、勤務先等を併記してください。

(注) パソコンによる CD-R・3.5FD(読み取り専用)、メールでの応募を歓迎致します。

- 3 作品：①「体験記・意見」必ず表題をつけて下さい。400字詰原稿用紙5~7枚程度とします。  
②「標語」和文、外国文(この場合は和訳文付記)を問いません。

(注) ①②ともお一人何点でも応募できます。

また、②の入選作品の中から「月間スローガン」として、使用させていただくこともあります。

- 4 締切日：平成22年5月31日(月)必着とします。

- 5 送付先：〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 (海事センタービル4F)  
船員災害防止協会 安全衛生月間係

・Eメール < iizuka@sensaibo.or.jp >

- 6 選考：有識者による選考委員会において入選作品を決定します。  
「体験記・意見」優秀賞2編、佳作若干・「標語」優秀賞6点、佳作若干  
当協会の規程により、賞金・記念品を贈呈致します。
- 7 発表：当協会機関誌「船員と災害防止」及びホームページに掲載します。また、標語の優秀作品は、掲示物(作者名記載)を作成し、船員労働安全衛生月間の活動資料として、海運・水産各社、海事関係官庁・団体等に広く配布致します。
- 8 著作権：入選作品は、協会の帰属とし、応募作品は、返却致しません。作品は、自作未発表(社内報等に掲載のものは応募可)のものに限ります。

- 9 問合せ先：TEL 03-3263-0918・FAX 03-3263-0910・Eメール< iizuka@sensaibo.or.jp >  
ホームページ：http://www.sensaibo.or.jp

以上